

訂正告示

札幌市告示第 691 号

令和 7 年 2 月 12 日付け札幌市告示第 586 号の内容の訂正について、下記のとおり告示する。

令和 7 年 2 月 17 日

札幌市長 秋元 克広

記

- 1 役務の名称
告示第 586 号 大通バスセンター自家用電気工作物保安管理業務
- 2 訂正内容
(1) 仕様書を別添のとおり訂正する。
- 3 担当部局
〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市建設局土木部道路維持課事業係 電話 011-211-2632

特記仕様書 正誤表

4 項 巡視、点検、測定、事故対応

正

(1) 巡視、点検、測定

委託者が定める保安規定に従い、巡視、点検、測定を行うこと。

また、定期点検に併せ、機器及び各電気室内の清掃を行うこと。

誤

(1) 巡視、点検、測定

委託者が定める保安規定に従い、巡視、点検、測定を行うこと。

非常用予備発電装置については、12 条点検、消防法の点検、実負荷試験（年 1 回）、オイル交換（年 1 回）、主要部の分解整備（C 点検）を行うこと。ただし、受託者は、委託者の合意を得た上で、専門業者に再委託をすることができる。

また、定期点検に併せ、機器及び各電気室内の清掃を行うこと。